

御 浜 町
子育て支援ガイド



はじめに

この冊子では、さまざまな制度や子育て情報をまとめています。ぜひ、ご活用下さい。



もくじ

① 妊娠が分かったら	<u>2~4</u>
② 子どもの成長と母子保健事業	<u>5~6</u>
③ 赤ちゃんが生まれたら	<u>7~14</u>
• どのような健診がいつあるの？	<u>9~10</u>
• どのような教室や相談の場所が？	<u>10~13</u>
• どのような予防接種があるの？	<u>14</u>
④ 子育て支援室「おひさま」	<u>15~18</u>
• 一時預かりの利用案内	<u>17~18</u>
• ファミリーサポートセンターの利用案内	<u>18</u>
⑤ 認定こども園・保育所（園）・学校	<u>19</u>
⑥ 放課後児童クラブ（小学生）	<u>20</u>
⑦ 就学援助(小・中)・奨学金(高)制度	<u>21</u>
⑧ 子ども医療費助成の制度	<u>22</u>
⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	<u>23</u>
⑩ 一人親家庭等への支援制度	<u>24~25</u>
⑪ 障がいのあるお子さんへの支援制度	<u>26~27</u>
⑫ 相談窓口	<u>27~31</u>
⑬ 近隣の公園	<u>32</u>
⑭ 御浜町子育てマップ	<u>33</u>
⑮ 病気やケガ	<u>34</u>

妊娠が分かったら

約10か月、お腹の中で元気に育つ赤ちゃん。
生まれてくるまでに、心と身体の準備を整えていきましょう。

妊娠していたら

母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、役場内健康福祉課子ども家庭室へなるべく早く事前予約の上、窓口（子ども家庭室）までお越し下さい。その際、医療機関で交付される妊娠届出書に記載の上、個人番号カードまたは通知カード＋運転免許証、振込口座のわかるもの等の持参をお願いします。出産に向けての支援計画を作成、出産応援給付金申請の手続きをします。



<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

母子保健のしおり(妊婦健康診査受診票の発行)

『母子保健のしおり』は妊婦健康診査（計14回）を受診する際に使用するものです。受診する前に必要事項に記入し、切り取らずに医療機関に持参して下さい。使用できる医療機関は三重県内の産婦人科、新宮市の一部の産婦人科です。

- ※ 受診票は医療券です。『母子保健のしおり』は、乳児(10か月児)健康診査が終わるまで紛失しないようご注意下さい。
- ※ 里帰りなどで三重県内・新宮市内の医療機関で健康診査を受診できない方は、健康福祉課 子ども家庭室へ必ず事前にご連絡下さい。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

出産応援ギフト

すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近な相談に応じるとともに、妊娠届出時の面談実施後に給付金（現金5万円）を支給します。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

妊婦歯科健康診査事業

町が委託した歯科医療機関にて、問診・口腔内診査・健診結果に基づいた保健指導が受けられます。

※ 健診費用は無料ですが、健診の範囲外の診療が必要となった場合、自己負担金が生じる場合があります。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

妊婦健康診査通院助成事業

妊婦健康診査通院に要する交通費の一部を助成します。対象医療機関は尾鷲市、熊野市、新宮市の一部の産婦人科、及び、その他医療機関（出産における医療的な理由で、医師の指示により特定の医療機関への通院が必要となった場合）です。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

『三重おもいやり駐車場利用証制度』について

母子健康手帳取得時から産後2年（多胎児の場合3年）を有効期限として、「おもいやり駐車場利用証」の交付を受けることができます。対象となる方が同乗している場合も利用可能です。利用できる駐車場には、路面表示や看板等により案内表示がしてあります。

（妊産婦に交付された利用証は、有効期間中に生後2年（多胎児の場合3年）未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も利用できます。産婦のみで利用することができるのは産後6ヶ月まで。）

○届出に必要なもの（妊産婦の方の場合）・・・母子健康手帳

<問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL：05979-3-0515



風しんワクチン接種補助

先天性風しん症候群の予防のため、家族内感染を防ぐことを目的に、風しんワクチン予防接種費用の一部助成を行います。

対象：妊娠希望の女性。妊婦が風しんに感染しないとされる抗体価を有しない場合、妊婦の夫、および妊婦と同居する家族。

◎申請に必要なもの

接種の証明となるもの（接種済証）、領収書、指定の振込先口座のわかるもの、妊婦の夫同居家族については母子健康手帳の写し。（妊婦が抗体価を有しないことを確認します）

※ 必ず接種年度内に申請して下さい

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

妊婦訪問・相談

妊娠後期に、保健師と助産師等が家庭訪問し、妊娠中の日常生活・食生活・心配事などの相談及びアンケートを実施します。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

子どもの成長と母子保健事業

※子どもの成長・発達には個人差があります

妊
娠
中

母子手帳、母子保健のしおり(妊婦健診・乳児健診・産婦健診受診券)の交付 ※詳細は 2~4ページ

妊婦健康診査

三重県内、および新宮市内の一部産婦人科医院・病院において、計14回「母子保健のしおり」で受けられます。

妊婦歯科健康診査

委託歯科医療機関において、妊娠中に1回受診できます。

妊婦訪問

保健師または助産師等が家庭訪問し、妊娠中の日常生活・食生活・心配事などの相談に応じます。

プレパパ・プレママ教室

これからママとパパになる方の、育児体験や小物作りなど、出産に向けた準備を行う教室です。

※詳細は 10ページ

誕
生
1
歳

新生児聴覚スクリーニング検査

主に出産時の入院中に検査を受けることができます。

産婦健康診査

委託医療機関において産後2週間と1か月に2回「母子保健のしおり」で受診できます。

※詳細は 9ページ

1か月児健康診査

委託医療機関において受診できます。

赤ちゃん訪問
(新生児・産婦訪問)

保健師・助産師等が家庭訪問し、母乳・ミルクの与え方、オムツのあて方、お風呂の入れ方、育児不安などの相談、子育て応援給付金の申請を受け付けます。

※詳細は 7ページ

ありんこ広場
(乳児教室)

1歳未満の赤ちゃんと保護者の方を対象にした教室です。

※詳細は 11ページ

3~4か月

首がすわり、あやすとよく笑うようになります。



乳児健康診査
(4か月児)

4か月児を対象に健康診査を実施します。
対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 9ページ

ブックスタート

赤ちゃんへ絵本のプレゼント ※詳細は 13ページ

子育て相談・
7~8か月児相談

月1回 管理栄養士・保健師(看護師)による相談です。
7~8か月児相談対象者には、事前に通知いたします。

※ 詳細は11~12ページ



乳児健康診査
(10か月児)

10か月児を対象に健康診査を実施します。
対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 9ページ

9~10か月

つかまり立ちができるようになり、積木を指先でつまむことができるようになります。

おひさま広場

保育所・幼稚園に入るまでのお子さんとその保護者を対象にした教室です。

※詳細は 16ページ

1歳6か月

ひとり歩きができるようになり、ママ、ぶーぶーなど意味のある言葉をいくつか話すことができるようになります。



1歳6か月児
健康診査

1歳6か月児～1歳8か月児を対象に行う健診です。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 9ページ

2歳児歯科健診

2歳～2歳6か月児を対象に年2回行っています。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 10ページ

3歳6か月

簡単な言葉のやりとりができるようになり、自分の名前も言えるようになります。食事、排泄、衣類の着脱など基本的な生活習慣が身についてきます。



3歳児健康診査

3歳6か月児～3歳8か月児を対象に行う健診です。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 10ページ

4歳児健康票

年中の時期に、子どもの育ちを振り返るため、お子さんと保護者を対象に年1回行っています。

5歳

頭の中でイメージして絵を書いたり、はっきりとした発音で会話をするようになります。仲間の中の一人としての自覚が生まれ、ルールのある遊びが理解できるようになります。



もうすぐ1年生健康票
もうすぐ1年生ひろば

小学校入学前のお子さんと保護者を対象に年1回行っています。
内容：講話・工作・個別相談 等

★子どもの成長・発達の見方は、母子健康手帳をご覧ください。

これから父親になる、または子育て期のパパへ

女性にとって妊娠・出産は大きな出来事です。子育ては母親だけではできません。父親や周りのサポートが必要です。妊娠・出産期は特に女性の体をいたわり、メンタル面もサポートしながら父親となる準備をしっかりといていきましょう。

父親が子育てに関わると、母親の助けとなるだけでなく、子どもの健やかな成長・発達にプラスになると考えられています。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

出生届は、出生の日を含めて14日以内に、子の本籍地、届出人の住所地（住民登録地を含む）、出生地のいずれかの市区町村役場に届出をしましょう。

○届出に必要なもの

出生証明書（出生届の用紙）、母子健康手帳

<問い合わせ先>

住民課 戸籍住民係・・・TEL：05979-3-0512

赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたら、病院を退院した後等に新生児（ほぼ1ヶ月）とお母さんの健康状態を確認するため、保健師・助産師等が訪問します。事前にご都合をお伺いします。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

子育て応援ギフト

御浜町では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近な相談に応じるとともに、出生届出後の面談実施後に給付金（現金5万円）を支給します。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

未熟児養育医療 ・ 育成医療

未熟児養育医療：未熟児で生まれ、入院による医療が必要とされた場合に医療費を給付します。

育成医療：国の定める一定の身体障がい除去・軽減する手術などの治療費を補助します。

※詳細は26ページへ



<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、原則、出生や転入の翌月分からの児童手当を支給します。申請は出生日や転入した日の翌日から15日以内をお願いします。

※ 請求者が公務員の場合は勤務先で手続きをお願いします。

○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給します。

○支給月額

- ・3歳未満 一律15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律5,000円
（※令和4年10月支給分より特例給付に係る所得制限有）

○届出に必要なもの

請求者名義の指定の振込先口座のわかるもの

※この他、必要に応じて提出する書類がありますので、お問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

医療費助成制度

18歳年度末までの医療費を助成します。

- ・子ども医療費助成制度 ※詳細は22ページへ
- ・一人親医療費助成制度 ※詳細は24ページへ

※各医療費助成には、それぞれ所得制限が設けられています。

○届出に必要なもの

対象者の健康保険証、指定の振込先口座のわかるもの、
マイナンバーのわかるもの・もしくは所得課税証明書（転入時）

<問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL：05979-3-0515

どのような健診がいつあるの？

産婦・乳幼児健康診査等

新生児聴覚スクリーニング検査（個別）

委託医療機関にて実施。検査料金のうち3,000円を上限に町で負担します。
委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

産婦健康診査（個別） 産後2週間、産後1か月

問診・診察・体重測定・血圧測定・尿検査・産後の気分についての質問票
委託医療機関にて実施。委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

1か月児健康診査（個別） 生後1か月

問診・診察・計測
委託医療機関にて実施。委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

4か月児健康診査（集団・個別）

身体計測、問診、離乳食相談、内科診察、ブックスタート
集団→熊野市保健福祉センター
個別→県内、新宮市医療機関

10か月児健康診査（集団・個別）

身体計測、問診、食事相談、歯みがき指導、内科診察
集団→熊野市保健福祉センター
個別→県内、新宮市医療機関

1歳6か月児健康診査（集団）

身体計測、問診、食事相談、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、フッ化物塗布（希望者のみ）、育児相談
場所：御浜町福祉健康センター

2歳児歯科健診（集団） ※申し込み制

身体計測、歯科診察、歯みがき指導、フッ化物塗付（希望者のみ）、育児相談、栄養相談
場所：御浜町福祉健康センター

3歳児健康診査（集団）

身体計測、問診、食事相談、内科診察、歯科診察、尿検査、視聴覚検査、育児相談、
無料フッ化物塗布券の配布
場所：御浜町福祉健康センター

☆日程や健康診査票は個別通知します。

☆4か月児健康診査・10か月児健康診査は、受診票を使って個別で県内・新宮市内の一部の医療機関でも受けることができます。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

どのような教室や相談の場所が？

広場・相談

たまご広場（プレパパ・プレママ教室）

これからママとパパになる方を対象に開催しています。育児体験（沐浴・オムツ交換・ミルク作りなど）や小物作り（写真立て、スタイ、帽子など）といった出産に向けた準備をしたり、パパママ同士の交流を行う教室です。

実施場所：子育て支援室「おひさま」

開催日：

5月25日（土）、11月30日（土）10：00～11：30…マタニティクラス

6月28日（金）、12月20日（金）18：30～19：30…体験コーナー

※上記以外の日程でも、育児体験や小物作りができます。お気軽にお問合せください。

※ 事前予約が必要です

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

ありんこ広場（乳児教室）

1歳までの赤ちゃんと保護者を対象に開催しています。身体計測や離乳食指導、試食、個別相談などもあり、親子や保護者同士の交流の場となっています。

実施場所：御浜町福祉健康センター

開催日：毎月第1水曜日（日時・会場は変更することがあるので事前にご確認下さい）

時間：9:30～11:30

※ 初回の方は事前申し込みが必要です

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

出張ひろば

子育てをする者同士が気軽に集まれる場として、また子育て支援室おひさまの出張相談・出張ひろばとして、毎月「ちびっこランド」と「だるまランド」、「すくすくパーク」を開催しています。ボランティアや子育て支援室おひさまの保育士による、季節の行事や創作など、様々な活動を行っています。お気軽にご参加ください。

○ちびっこランドしはら

開催場所：志原公民館

日時：第3木曜日 10:00～11:30

○だるまランド

開催場所：下市木公民館

日時：第1木曜日 10:00～11:30

○すくすくパーク

開催場所：中央公民館

日時：毎週火曜日

<問い合わせ先>

御浜町社会福祉協議会・・・TEL:05979-2-3813

親子教室

言葉や発達がゆっくり、育てにくさを感じる、といったお子さんを対象にした子育ての教室です。参加希望の方は保健師にご相談下さい。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

子育て相談

保健師・管理栄養士等が、身体計測や子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。生後7～8か月のお子さんには個別通知をし、7～8か月相談として対応しています。日程は広報みはまの『くらしのカレンダー』でご確認ください。

次ページへ続く→

※ なお、上記子育て相談以外にも電話や来所での相談、家庭訪問を随時受付・実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

実施場所：子育て支援室「おひさま」

開催日：毎月第3金曜日(日時・会場は都合により変更することがあるので事前にご確認下さい)

時間：9:30～11:30

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

子どもの発達相談 (予約制)

子ども家庭室発達相談

公認心理師が、子どもの発達や育ち、関わり方についての相談や、ペアレントトレーニングに応じます。

場所：御浜町役場

開催日：毎週 水曜日

巡回発達相談

紀州児童相談所の児童心理士が、相談や検査を通じ、子どもの成長・発達に関するアドバイスをを行います。

場所：御浜町役場

開催日：第2金曜日

きなん子どもネット巡回相談

特別支援教育コーディネーターの教員と三重県自閉症・発達障害支援センターれんげの相談員が、子どもの発達や関わり方、読み書きといった学習支援への相談などに応じます。 ※ 日時、場所はお問い合わせください。

すくすく子育て相談室

児童発達支援センター通園めだかの相談員が、子どもの特性に合った関わり方や支援の仕方についてアドバイスを行います。 場所：鮎田構造改善センター又は御浜町役場

ことばの相談室

児童総合支援センターあしすとの言語聴覚士が、発音や吃音、言葉の理解といった悩みにアドバイスを行います。

※ 日時、場所はお問い合わせください。

広域二次健診

小児科医による子どもの発達の相談です。診察を通じて子どもの特性に合った関わり方や支援の仕方についてアドバイスを行います。

※ 日時、場所はお問い合わせください。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

その他

認定こども園の園庭開放

5月～3月の毎週水曜日の9:00～11:30まで、各認定こども園の園庭で遊ぶことができます。同時に子育て相談も行っていますので、お気軽にご相談下さい。

<問い合わせ先>

認定こども園 志原保育所・・・TEL：05979-2-0058

認定こども園 阿田和保育園・・・TEL：05979-2-2071

転入児訪問

御浜町へ転入された0～18歳未満児のいるご家庭に対し、訪問にて御浜町の保健・福祉サービスを案内させていただきます。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

未就園児訪問

2歳以降、保育園（所）・幼稚園へ就園していない子を対象に、保健師もしくは支援室のスタッフが定期的に訪問を行い、子育ての相談に応じます。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

絵本の配布

絵本を通じた親子の豊かなつながりと子どもの健やかな成長を願い、絵本の配布を行います。

ブックスタート： 4か月児健康診査受診時に配布します。

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

どのような予防接種があるの？

予防接種

定期予防接種

予防接種法に基づき、御浜町が実施している予防接種については、接種対象年齢内、適正な接種回数、間隔であれば、全額公費（個人負担なし）で接種できます。接種年齢になったら、計画的に接種しましょう。案内通知を郵送させていただきますので、くわしくはそちらをご覧ください。

種類：BCG・ヒブ・小児肺炎球菌・5種混合もしくは4種混合及びヒブ・B型肝炎・
ロタウイルス・日本脳炎・MR(麻しん/風しん)・水痘・2種混合・子宮頸がん

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

任意予防接種助成

下記の予防接種について、費用の一部を補助します。（窓口申請が必要です）

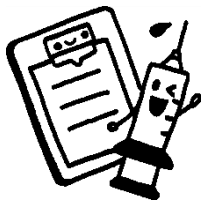
おたふくかぜ・・・対象：1歳～小学校就学前まで
（ムンプス）

インフルエンザ・・・対象：生後6か月～小学校卒業年度まで

◎申請に必要なもの

接種の証明となるもの（母子手帳、又は接種済証等）、領収書、指定の振込先口座のわかるもの

※ 必ず接種年度内に申請して下さい(当該年度の4月1日～3月31日の平日まで)



<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

子育て支援室「おひさま」

住所：御浜町大字志原 1877-20 認定子ども園志原保育所東側 TEL：05979-2-0336

子育てについての相談、指導、親子が遊ぶ場、楽しく子育てをする仲間づくりの場、育児情報の提供など、様々な事業を実施し育児支援を行っています。

育児相談

子育てについて心配なことや困っていることがあれば、1人で悩まずにいつでも気軽に相談しましょう。又、必要に応じて保健師や専門機関へつなげていきます。

時 間：8：30～12：00 13：30～17：00

遊びのひろば

未就園のお子さんとその保護者を対象に、親子で自由に遊びながら交流したり友達をつくったり、情報交換ができる施設です。

- ◎ 毎月第1火曜日は身長体重の計測を行っています。
- ◎ 季節のうたや手遊び、ふれあい遊びや体操などを行っています。
- ◎ 季節の行事や親子工作をしたり、毎月お誕生日会も開催しています。

開催日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始、臨時休所日を除く）

時 間：9：00～12：00 13：30～15：30

絵本の貸し出し

子どもの大好きな絵本を通して、楽しくゆったりと心触れ合う時間が持てるように絵本を貸し出しています。

貸出日：月曜日～金曜日 貸出期間：2週間（1回2冊まで）

育児講座

講師を招いて、子育てに役立つお話や学びの機会を提供したり、親子でできる体操や運動遊び、絵本や紙芝居等を行います。参加費は無料です。

子育て情報

子育て支援室「おひさま」の活動予定や講座案内、園庭開放、広場、健診等の予定等を『おひさまカレンダー』にてお知らせしています。

- ◎ カレンダーは子育て支援室、健康福祉課に置いています。

病後児保育

☆病後児保育・・・病気が回復している途中であるものの、完全には治っておらず集団保育を受けることが難しい状態にあるお子さんを、保育所等の専用スペースで一時的に預かる保育サービスです。

※ お預かりできる期間は、原則、連続7日間まで

○利用日時 月曜日～金曜日 8:30～16:30

※土日、祝日、年末年始は除く。

○対象児 次のすべての条件を満たすお子さんです。

- ・町内在住または町内事業所に保護者が勤務している、生後6か月から小学3年生までのお子さん。
- ・病気の回復期（医師の確認が必要）のお子さん。
- ・認定こども園等で保育されている児童で、保護者の仕事の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難なお子さん。

○定員 3人

○利用料金 無料

○実施場所 子育て支援室「おひさま」

※看護師と保育士がお子さんをお預かりします。

○申込方法 1. 事前の登録（当日の登録も可能ですが時間がかかります。）

2. 事前にお電話での予約

3. 医師による連絡票が必要です。

（利用までにかかりつけ医で受診してください。）

昼食等（おやつ）はご持参ください。

※御浜町に気象警報（波浪高潮除く）が発令された時はお休みです。

<問い合わせ先>

子育て支援室「おひさま」TEL：05979-2-0336

おひさま定期便

満3歳までの未就園児と保護者の方の継続的な見守りを行うため、子育て支援室の保育士等が2か月に1回家庭訪問し、紙おむつ等の育児用品を無償でお届けします。

○対象者 御浜町内に住民登録がある3歳未満の未就園児を養育する保護者

<問い合わせ先>

御浜町社会福祉協議会・・・TEL：05979-2-3813

子育て支援室「おひさま」TEL：05979-2-0336

おひさま広場

就園前の子ども達を対象に開催しています。子育てに役立つ講座や、手作りおやつを作ったり、季節の行事を行っています。

実施場所：子育て支援室または御浜町福祉健康センター

開催日時はラインでお知らせします。

※ おやつのある日はラインやQRコードで事前申し込みが必要です

<問い合わせ先>

子育て支援室「おひさま」・・・TEL：05979-2-0336

一時預かりの利用案内

ご家庭において保育が困難になった際に、一時的にお子さんをお預かりします。

☆非定期的保育・・・保護者の就労等で忙しいときだけ預けたい時。

☆緊急的保育・・・保護者の疾病や入院、家族の介護等で緊急に預けたい時。

☆私的理由保育・・・買い物や美容院、リフレッシュ等で預けたい時。

※ お預かりできる期間は1人1月につき10日以内です。

○ 利用日時 月曜日～金曜日 8:30～16:30

※ 土日、祝日、年末年始は除く

○ 対象児 御浜町内に住所を有する生後6か月以上、概ね3歳までの健康で集団保育が可能な乳幼児

○ 定員 1日3名まで
(スタッフ確保の都合でお預かりできない場合があります)

○ 利用料 500円/時間
※ 飲物・食事・おやつは出ません。

○ 実施施設 子育て支援室「おひさま」

○ 予約の受付時間 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:30～17:00

○ 申し込み方法 ※事前登録、予約制

事前登録が必要のため、子育て支援室に登録・申し込みをします。

※登録の際は 印鑑・お子さんの健康保険証の写しが必要です。

※利用の予約は利用希望日の前日16:30まで。

※利用申請書は前日までに提出。

※御浜町に気象警報（波浪高潮除く）が発令された時はお休みです。

【一時預かり連絡表について】

お子さんの当日の体温や近日の様子、睡眠、食欲など生活リズムを知るために、連絡表をご記入いただき、当日保育士に手渡ししてまいります。

〈ご利用の時は次の物を用意して下さい〉

	0・1・2歳児（乳児）	おむつの外れた子
着がえ一式	下着・Tシャツ・ズボン よだれかけ等2～3組	パンツ2～3枚・下着 Tシャツ・ズボン・靴下等
おむつ	3～5枚	必要に応じて
おしり拭き	普段使っている物	必要なし
汚れ物入袋	2～3枚	2～3枚
お昼寝用毛布タオル等	1枚	1枚
手拭タオル	2～3枚	1～2枚
昼食・おやつ	ミルク（1回分ずつ）・哺乳瓶 お茶・エプロン・おしぼり 離乳食・おやつ・スプーン等	お弁当・お茶・コップ おやつ・エプロン・おしぼり 箸フォーク等

☆ 持ち物には全て記名して布袋等に入れて持ってきて下さい。

☆ 持ち物は季節や利用される時間等により調節して下さい。

【お願いしたい事】

○ご予約された時間はお守り下さい。またお迎えの時間は少し余裕を持って、時間厳守でお願いします。時間超過すると延長料金（500円/h）が発生します。やむを得ずお預けが遅れたり、お迎えが遅くなる時は時間内にご連絡下さい。また予約のキャンセルや利用時間を変更する場合はできるだけ早くご連絡下さい。

○病児のお預かりや投薬はできません。感染症の場合は保育所の規定に基づいてお預かりを限定させていただきます。また当日のお子さんの体調によって、お預かりをお断りさせていただく場合があります。

○送迎は原則として保護者の方をお願いします。保護者以外の送迎の場合は、保護者の方から連絡をお願いします。

☆ 利用料金は利用当日にお支払い下さい。

<問い合わせ先>

子育て支援室「おひさま」TEL：05979-2-0336

ファミリーサポートセンターの利用案内

子育てを助けてほしい方（依頼会員）の要望により、子育てのお手伝いができる方（サポート会員）を紹介し、地域で子育てをサポートしていく会員組織です。

☆サポートできる内容

- ・保育所、小学校、学童保育、習い事への送迎、その前後に子どもを預かること
- ・保育所等が休みの場合の預かり、兄弟姉妹の学校行事への参加時の預かり
- ・保護者のリフレッシュ、社会参加時の預かり
- ・買い物等外出の場合の預かり など

○ 利用時間 原則 6：00～22：00

※土日祝日も可能ですが、サポート会員の都合により、利用できない場合もあります。

○ 対象 御浜町内に住所を有するおおむね生後6か月から小学校6年生以下のお子さんがいる方。

※出産により御浜町に住所を有する世帯に一時的に居住している方も可能

○ 利用料 500円/h

(6:00～9:00、17:00～22:00は 600円/h)

○ 予約受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：15

○ 申込方法 あらかじめ会員登録が必要です。窓口のファミリーサポートセンター（子育て支援室内）へ入会申込書を提出して下さい。

<問い合わせ先>

御浜町ファミリーサポートセンター（子育て支援室内）

TEL：05979-2-0336

認定こども園・学校

御浜町内の施設をご紹介します。

認定こども園

施設名	住所	問い合わせ先
認定こども園 志原保育所	御浜町大字志原 1877-62	05979-2-0058
認定こども園 阿田和保育園	御浜町大字阿田和 4722	05979-2-2071

認定こども園・・・教育と保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設
(志原保育所：6カ月～5歳、阿田和保育園：1歳～5歳)

認定こども園については、「認定こども園（保育所（園）のしおり」、「子ども・子育て支援利用案内」にてお知らせしています。各認定こども園と健康福祉課に置いています。

町のホームページでもご覧いただけます。

〈御浜町役場のトップページ → 「子育て・教育」のアイコンをクリックして下さい〉

〈問い合わせ先〉

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

小学校

施設名	住所	問い合わせ先
御浜小学校	御浜町大字下市木 1956	05979-2-1019
阿田和小学校	御浜町大字阿田和 1791-1	05979-2-2036
神志山小学校	御浜町大字志原 16	05979-2-0004
尾呂志学園小学校	御浜町大字上野 535-5	05979-4-1015

中学校

施設名	住所	問い合わせ先
御浜中学校	御浜町大字志原 1737	05979-2-0012
阿田和中学校	御浜町大字阿田和 3996-1	05979-3-0011
尾呂志学園中学校	御浜町大字上野 535-5	05979-4-1012

放課後児童クラブ（小学生）

放課後児童クラブでは、仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう適切な遊びや生活の場を提供します。

施設名	対象小学校区
みはま児童クラブ	○ 御浜小学校 ○ 神志山小学校 ○ 尾呂志学園小学校 ※ 神志山小・尾呂志小へは、車両にてお迎えを行います。
あたわ共生施設つどい	○ 阿田和小学校 ※ 阿田和小へは、車両にてお迎えを行います。

※ 帰宅時は保護者の“お迎え”が基本です。あらかじめご理解願います。

○ 利用時間

- ・月～金 …授業終了～18:30
- ・土 …7:45（土曜授業の場合は授業終了から）～17:30
- ・春、夏、冬休み等長期休暇期間中…7:45～18:30
- ・休所日…日曜、祝日、年末年始、その他指定日

○ 基本料金

- ・月額…¥10,000（利用料）
- ・夏休み等の長期休暇期間は別料金となります。
- ・上記の他にも保険料が必要です。
- ・日割料金もあります。
※ 各種減免措置あり

※「みはま児童クラブ」は御浜町が設置、運営を行う施設です。

※「あたわ共生施設つどい」はNPO法人つどいか設置、運営を行う施設です。

<問い合わせ先>

○みはま児童クラブ

御浜町大字下市木2330番地1（御浜小学校前）

TEL：05979-2-1244

○あたわ共生施設つどい

御浜町大字阿田和3808-11（阿田和町営住宅より約200m南側）

TEL：05979-3-1080

就学援助制度（小・中学校）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食費、修学旅行などの就学費用を援助しています。

<問い合わせ先>

教育委員会・・・TEL：05979-3-0526

奨学金制度（高校生）

奨学金志願者は、毎年4月1日から4月末日までに、教育委員会へ必要書類を提出して下さい。

※なお、支給期間は1年間ですので、継続希望者は手続きが必要です。

須崎奨学金

本人または生計を一にする家族が、御浜町に生活の本拠があるもの
(年額 60,000 円以内支給)

大久保奨学金

本人または生計を一にする家族が市木地区出身者で市木地区に生活の本拠があるもの
(年間 1 名に支給 年額 60,000 円以内)



<問い合わせ先>

教育委員会・・・TEL：05979-3-0526

放課後等デイサービス（就学期）

放課後等デイサービスでは、障がいのある児童や発達に特性のある児童を対象として、放課後や長期休暇などに、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など、必要な支援を行います。

施設名	住所	問い合わせ先
放課後等デイサービス SOLEIL	御浜町大字下市木 2950 番地 3	05979-9-4214

※「放課後等デイサービス SOLEIL」は、株式会社 ESPOIR が運営を行う施設です。

※利用時間や料金は、事業所にお問い合わせください。

子ども医療費助成の制度

お子さんの医療費の自己負担額を助成する制度があります。

三重県内の医療機関を受診した場合（新宮市内の医療機関）

※但し、一部利用できない医療機関があるので確認してください。

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
子ども医療費助成制度	<p>医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額 保険診療外の費用は対象外 附加給付を除いた額 入院の食事療養費等は対象外 	<p>0歳～18歳年度末までの児童</p> <p>※児童手当の所得制限を超えている方、生活保護を受けている方は受給できません。</p>	<p>医療機関の窓口で 健康保険被保険者証と一緒に「受給資格者証」を提示して下さい。</p> <p>※受診から2～3か月後に助成額が指定口座に振り込まれます。 ※未就学児（0～6歳年度末まで）については、窓口無料化を実施していますので、医療費の自己負担はなくなります。（一部医療機関を除く）</p>

三重県外の医療機関を受診した場合

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
子ども医療費助成制度	<p>医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額 保険診療外の費用は対象外 附加給付を除いた額 入院の食事療養費等は対象外 	<p>0歳～18歳年度末までの児童</p> <p>※児童手当の所得制限を超えている方、生活保護を受けている方は受給できません。</p>	<p>医療機関の窓口で 未就学児の場合：医療費無償化に対応している医療機関では、「健康保険被保険者証」と一緒に「受給資格者証」を提示してください。それ以外の医療機関を受診する際は、「受給資格者証」の提示は不要です。</p> <p>就学児の場合：「受給資格者証」の提示は不要です。</p> <p>役場 健康福祉課の窓口で 医療機関窓口で「受給資格者証」の提示をしなかった場合は、医療機関等の「領収書」を持参して、申請してください。（就学児の場合は、必ず申請が必要です。）</p> <p>※領収書等の提出から2～3ヶ月後に助成額が指定口座に振り込まれます。 （請求期限は診療月から2年以内です。）</p>

<問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL:05979-3-0515

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の方が病気によってお子さんをご家庭で養育することが一時的に難しい状況になったときや、経済的な理由によりお子さんの養育が厳しくなったときに、お子さんを児童福祉施設で一時期にお預かりするサービスです。

○対 象 次のすべての条件を満たす方。

- ・町内に住所がある方。
- ・お子さんをご家庭で養育するのが困難な状況にある方。(以下のいずれかに該当)
 - ① お子さんを養育する保護者の方に疾病がある場合。
 - ② 育児疲れ、お子さんの看病疲れ、育児不安などの保護者の心身が疲れている場合。
 - ③ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の理由がある場合。
 - ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加などの理由がある場合。

○利用期間 1世帯1回につき7日以内です。

※1年度あたり21日まで利用可能です。

○利用料 (1日あたり)

利用世帯区分		児童年齢区分	利用料
生活保護世帯		2歳未満	0円
		2歳以上	0円
		緊急一時保護	0円
町民税非課税世帯	ひとり親世帯	2歳未満	0円
		2歳以上	0円
		緊急一時保護	0円
	その他の世帯	2歳未満	1,100円
		2歳以上	1,000円
		緊急一時保護	300円
その他の世帯	ひとり親世帯	2歳未満	1,100円
		2歳以上	1,000円
		緊急一時保護	300円
	その他の世帯	2歳未満	5,350円
		2歳以上	2,750円
		緊急一時保護	750円

○実施場所 東紀州こどもの園(熊野市金山町字新大谷 2392 番3)

○利用方法 事前登録、予約制

※ 部屋の空き状況によってはご希望に添えない場合がございます

<問い合わせ・申し込み先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

一人親家庭等への支援制度

一人親家庭等に対する経済的負担を減らせるようにとさまざまな制度があります。

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
一人親家庭等医療費助成制度	<p>一人親家庭等の方の医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額 保険診療外の費用は対象外 附加給付を除いた額 入院の食事療養費等は対象外 	<p>18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭の父または母等、およびその児童</p> <p>次に該当する場合は、一人親家庭の医療費助成を受けられません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている。 児童扶養手当の所得制限を超えている世帯 	<p>22ページの子ども医療費助成制度を参照して下さい。</p> <p>(三重県内、県外ともに申請に必要なものは同じです)</p>

<問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL:05979-3-0515

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
児童扶養手当	<p>【支給月額】※令和6年度</p> <p>○児童1人の場合 10,740円～45,500円</p> <p>○児童が2人以上の場合 2人目は 5,380円～10,750円加算 3人目以降は1人につき 3,230円～6,450円加算</p> <p>※支給月額は年度ごとに変動します</p>	<p>次のいずれかに該当する、18歳年度末を迎えるまでの児童を監護している母や、児童を監護し、かつ生計を同じくしている父、または父母に代わって児童を養育している方</p> <ul style="list-style-type: none"> 父または母が離婚 父または母が死亡 父または母が障害の状態にある…など 	<p>○戸籍謄本(抄本)受給者および当該児童の記載のあるもの(離別、死別の場合はその記載のあるもの)</p> <p>○支払金融機関の通帳の写し</p> <p>※この他にも必要なものがあります。</p>
高等職業訓練促進給付金	<p>(准)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、放射線技師、栄養士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等の資格取得のため、1年以上専門学校等で修業する場合に支給します。</p> <p>支給額</p> <p>【市町民税非課税世帯】 月額100,000円</p> <p>【市町民税課税世帯】 月額70,500円</p> <p>支給期間 修業期間の全期間(上限4年)</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、次に掲げる要件のすべてを満たしている方</p> <p>○児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準の方</p> <p>○修業年限1年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる方</p> <p>○就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方</p> <p>○過去に高等職業訓練促進給付金等を受給していない方</p>	<p>※申請をする前に母子・父子自立支援員による事前相談を受けていただく必要があります。</p>

次ページへ続く→

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
自立支援教育訓練給付金	<p>母子家庭の母、父子家庭の父の就業をより効果的にするために主体的な能力開発の取組を支援し、経済的自立の促進を図ることを目的として受講料の一定額を助成します。</p> <p>【対象講座】</p> <p>① 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座</p> <p>② その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、次に掲げる要件のすべてを満たしている方</p> <p>○児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準の方</p> <p>○適職に就くために当該教育訓練を受けることが必要と認められる方</p> <p>○過去に自立支援教育訓練費を受給していない方</p>	<p>※申請をする前に母子・父子自立支援員による事前相談を受けていただく必要があります。</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>必要な資金の貸付を行います。</p> <p>【種類】</p> <p>○事業開始資金 ○事業継続資金</p> <p>○修学資金 ○生活資金</p> <p>○住宅資金 ○転宅資金</p> <p>○医療介護資金 ○就学支度資金</p> <p>○結婚資金</p> <p>○就職支度資金 (通勤のため自動車が必要と認められる場合等も含む)</p> <p>○修業資金 (高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合も含む)</p> <p>○技能習得資金 (入学金、学費等特に必要と認められる場合や、自動車運転免許取得の場合) (12種類)</p>	<p>○母子家庭の母と児童</p> <p>○父子家庭の父と児童</p> <p>○寡婦</p>	<p>※貸付金の種類により必要な書類が異なりますので、事前に相談が必要となります。</p>
日常生活支援事業 ひとりの親家庭等	<p>病気や仕事の都合または就労準備のために、一時的に生活援助が必要になった時に、支援員を派遣し、家の掃除や日用品の買い物、食事のお世話などを支援します。(1時間0~300円の自己負担有)</p>	<p>○母子家庭の母</p> <p>○父子家庭の父</p> <p>○寡婦</p>	<p>※支援員の派遣申込みにあたっては、事前に登録が必要です。</p>

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

障がいのあるお子さんへの支援制度

障がいのある子どもや病気のある子どもとの暮らしを支援する制度です。

名称	内容	問い合わせ先
等 の 交 付 障 害 者 手 帳	<ul style="list-style-type: none"> • 身体に障がいがある方に身体障害者手帳が交付されます。 • 知的発達遅れなどによる障がいがある方には療育手帳が交付されます。 • 精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会への制約がある方に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。 	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515
サ ー ビ ス 障 害 福 祉	上記障害者手帳等を所持されている方は、申請・障害区分認定をしていただきますと、施設への入所または通所、日中一時支援、ショートステイなどを利用できます。	
給 付 自 立 支 援 医 療 費 の	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の負担が1割となります。 育成医療 ：外科的な治療などにより症状が軽くなると認められる障がいのある方に対する制度 精神通院医療 ：精神疾患の治療のために通院している方で、その医療に要する費用を公費負担する制度	
制 度 医 療 費 助 成	身体障害者手帳1級から3級までの方、IQ50以下で知的障がいがある方が対象で、医療費自己負担分が助成されます。 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院にかかる医療費自己負担分が助成されます。	
の 割 引 有 料 道 路	障がいの程度により、有料道路の通行料金が割引されます。 身体障害者・療育手帳保持者（対象者に制限有り）の方は、事前に登録申請が必要になります。	
福 祉 手 当 障 害 児	重度の障がいがある20歳未満の児童に対して、手当が支給されます。	
付 及 び 修 理 補 装 具 の 交	身体障害者手帳をお持ちの方で、身体上の障がい等を補うための用具（補装具）の購入及び修理にかかる費用を支給します。費用は所得状況に応じて負担することになります。	
具 の 給 付 日 常 生 活 用	重度の障がいを持つ方に対して、日常生活を支援する用具が給付されます。費用は所得状況に応じて負担することになります。	
扶 養 手 当 特 別 児 童	精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育している父母等に手当を支給します。（所得制限有）	健康福祉課 子ども家庭室 05979-3-0508

次ページへ続く→

名称	内容	問い合わせ先
送受信料 NHK放送	障がい者のいる世帯が非課税、視覚障害や重度の障がい者が世帯主などの場合、受信料が減免されることがあります。	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515
避難行動要 支援者名簿	災害時要援護者支援に活用するため、希望者に災害時要援護者名簿への記載を行います。身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の方)、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。	
三重県おもい やり駐車場利 用証制度	歩行困難な障がい者等に「おもいやり駐車場」を利用できる利用証を交付する制度です。(対象者に制限有)	
所得税・住民 税の障がい 者控除	本人、または扶養者の課税所得から控除が受けられます。	尾鷲税務署 0597-22-2222 税務課 課税係 05979-3-0510
JR等の交 通機関運賃 の割引	障害者手帳を保持している方に対して、手帳の種類に応じて運賃の割引があります。	各交通機関

相談窓口

子育てについて悩んだり、分からないことがあればご相談下さい。

御浜町の相談機関

分野	相談内容 (方法)	対応者	相談窓口	電話番号	受付時間など
子育て相談	子育て相談 (面談・電話・訪問)	保健師 管理栄養士	御浜町役場 子ども家庭室	05979-3-0508	8:30~ 12:00 13:00~17:15 (月~金曜日)
	子育て相談 (面談・電話)	保育士	子育て支援室 (認定こども園志原保育 所併設)	05979-2-0336	8:30~ 12:00 13:30~17:00 (月~金曜日)
	園庭解放日の 子育て相談 (面談)	保育士	認定こども園 志原保育所 認定こども園 阿田和保育園	05979-2-0058 05979-2-2071	9:00~11:30 5~3月の毎週 水曜日に解放

御浜町以外の相談機関

※受付日：特に記載がない場合は
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
子育て相談	子どもの育児や子育ての悩みなどの相談	児童相談センター	059-231-5666 (059-231-5903)	8:30~17:15
		紀州児童相談所	0597-23-3435 (0597-23-3437)	9:00~17:00
	子どもの悩みと発達についての電話相談	児童発達支援センター 通園めだか	0735-28-0020	8:30~17:00
		三重県立子ども心身発達医療センター	059-253-2030	9:00~12:00 13:00~16:30
	療育に関する相談支援	紀南圏域障害者総合相談支援センターあしすと	0597-85-4500	9:00~17:00
自閉症や発達障がいの方や家族、保育所、学校、施設等で関わる関係者への相談	三重県自閉症・発達障害支援センターあさけ(菰野町)	059-394-3412 (059-394-1765)	8:30~17:00	
	三重県自閉症・発達障害支援センターれんげ(大紀町)	0598-86-3911 (0598-86-3322)		
不登校及び学校生活への適応相談	熊野教育支援センター (きのくに教室)	0597-89-5945	9:00~17:00	
こころの相談	精神障がい者を抱える家族の相談	三重県精神保健福祉会の家族による家族相談	059-271-5808	10:00~16:00 (火・木曜日)
	三重いのちの電話 (自殺予防電話相談)	認定NPO法人 三重いのちの電話協会	059-221-2525	18:00~23:00
			0570-783-556 (ナビダイヤル)	10:00~22:00
			0120-783-556 (フリーダイヤル)	8:00~翌日8:00 (毎月10日)
	ひきこもり 専門電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7826	13:00~16:00 月~金曜日 ※祝日・年末年始を除く
	依存症専門電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7826	13:00~16:00 毎週水曜日 ※祝日・年末年始を除く
自殺予防・自死遺族 電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7823 0120-01-7823	13:00~16:00 (月曜日) ※祝日の場合は 火曜日	
こころの傾聴 テレフォン	三重県こころの健康センター	059-223-5237 059-223-5238	10:00~16:00 (月~金曜日) ※祝日・年末年始を除く	

次ページへ続く→

※受付日：特に記載がない場合は
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
妊娠・不妊相談	予期せぬ妊娠 「妊娠レスキューダイヤル」	NPO法人MC サポートセンター みっくみえ	090-1478-2409	15:00～18:00 (月・水曜日) 9:00～12:00 (土曜日)
	不妊・不育症に関するさまざまな問題についての電話相談	不妊専門相談センター	059-211-0041	10:00～20:00 (火曜日)
暴力(DV)に関する相談	配偶者等からの暴力(DV)に関する相談	三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力 相談支援センター)	059-231-5600 (059-231-5906)	9:00～17:00 (月・火・木・金曜日) 9:00～20:00 (水曜日)
		三重県男女共同参画 センター(女性専用) 「フレンテみえ」	059-233-1133	9:00～12:00 (火～日曜日) 13:00～15:30 (火・金～日曜日) 17:00～19:00 (木曜日)
		紀南福祉事務所	0597-85-2150 (0597-85-3914)	9:15～16:00 (火・木曜日)
		警察署	110番	24時間対応
女性(婦人)相談・男性相談	女性(婦人)の方の相談	三重県女性相談所	059-231-5600 (059-231-5906)	9:00～17:00 (月・火・木・金曜日) 9:00～20:00 (水曜日)
		紀南福祉事務所	0597-85-2150 (0597-85-3914)	9:15～16:00 (火・木曜日)
	人間関係・夫婦・家族・ 職場・性などの問題に ついての相談 (男性相談員)	三重県男女共同参画 センター(男性専用) 「フレンテみえ」	059-233-1134	17:00～19:00 (第1木曜日)

※受付日：特に記載がない場合は
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
子どものための電話相談	子どもが自ら悩みなどを相談できる電話相談	「こどもほっとダイヤル」 (子どもだけが相談できる子ども専用相談電話)	0800-200-2555	13:00~21:00 (毎日)
	子どもの人権についての相談	子どもの人権110番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	8:30~17:15
	子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話相談	チャイルドラインMIE	0120-99-7777	16:00~21:00 (月~土曜日)
一人親家庭及び寡婦の方の相談	生活全般にわたる相談	紀南福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	0597-85-2150 (0597-85-3914) FAX	10:15~17:00 (月・水・金曜日)
	弁護士による法律相談 養育費、金銭貸借問題、 離婚に伴う問題、財産 分与、面会交流等 ※1回30分で、相談費 用は無料です(1回のみ)	三重県母子・父子福祉 センター(専門相談)	059-228-6298 (059-228-6301) FAX	要電話予約 (一般相談も受け付 けています) 9:00~17:00
	転職や就労の相談	三重県母子・父子福祉 センター(専門相談)	059-228-6298 (059-228-6301)	9:00~17:00 10:00~16:00 (第1・3日曜日) ※日曜日は就業相 談のみ、来所は要 予約



次ページへ続く→

※受付日：特に記載がない場合は
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
その他	非行・不登校・虐待・ 心身の発達等の子ども のあらゆる問題につい ての相談	児童相談所（全国共通） 紀州児童相談所	189 番 0597-23-3435	24 時間対応 9:00～17:00
	いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3779	24 時間対応
	非行・不登校・教育等の 電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00～21:00 (月・水・金曜日) 9:00～17:00 (火・木曜日)
	体罰に関する電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00～21:00 (月・水・金曜日) 9:00～17:00 (火・木曜日)
	人権教育相談窓口	三重県人権センター	059-233-5522 (059-233-5523)	9:00～12:00 13:00～17:00
	相談先の分からない時、 法的トラブルをかかえ た方々の電話相談	法テラス	0570-078374	9:00～21:00 9:00～17:00 (土曜日)
	エイズに関する検査及 び相談	熊野保健所	0597-89-6115	8:30～17:15
	防災に関しての相談	三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	059-231-5486	9:00～12:00 13:00～17:00 原則 火曜日 (10 時～12 時 13 時～17 時)

近隣の公園

☆ 各公園の場所は、次のページの『御浜町子育てマップ』を参考にしてください。

公園名	所在地	備考
① 寺谷総合公園	阿田和 888	テニスコート4面、棒広場、ちびっこ広場 修景池、展望台、多目的グラウンド
② 高芝公園	下市木 4730	水呑器、滑り台、ベンチ、ブランコ
③ 寺前第一公園	阿田和 6413	ブランコ
④ 萩内公園	下市木 1119-21	
⑤ 志原平見公園	志原 1822-13	砂場、シーソー、ブランコ、滑り台 ベンチ
⑥ 志原湊脇公園	志原 1782-36	砂場、ブランコ、滑り台、ベンチ、鉄棒
⑦ 志原湊脇第二公園	志原 1785-122	シーソー、ベンチ
⑧ 湊脇赤崎平公園	志原 1817-223	ブランコ、滑り台、ベンチ
⑨ 櫛山公園	下市木 4236-27	ベンチ
⑩ 山地桜ヶ丘公園	阿田和 3407-17	ベンチ



御浜町子育てマップ

役場関係や保育所(園)、学校など、子育てしている方を応援する施設をまとめました。



病気やケガ

子どもの具合が悪くなったときに慌てることのないよう、
普段からかかりつけ医を見つけておきましょう。

具合が悪いとき

みえ子ども医療ダイヤル

急な子どもの病気等、医療機関の専門相談員が電話相談に応じます。

【診療時間】 月曜日～土曜日まで 19:00～翌朝8:00
日曜日・祝日・年末年始 8時～翌朝8時まで（24時間）

【電話】 #8000
059-232-9955（ダイヤル式・ひかり電話・IP電話など上記番号が使えない場合）

救急医療情報センター

夜間・休日に救急車を呼ぶほどではないが、どうしても治療を受けたいときに、対応可能な医療機関の情報を閲覧できます。

○コールセンター（三重県救急医療情報センター）

059-229-1199

○携帯電話版

<http://www.cq.pref.mie.lg.jp>

※ 急を要する場合は119番へお電話を

休日医療機関

毎週、休日当番医の医療機関は変更するため、広報みはまでご確認頂くか、三重県救急医療情報センター（059-229-1199）までお問合せください。

MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a blue border, intended for writing a memo. The box is centered on the page and occupies most of the vertical space below the 'MEMO' header.

本冊子は 令和6年3月末日 時点の内容となります。

内容に変更が生じた場合は、随時、御浜町ホームページなどで周知させていただきます。



(御浜町子育て支援ガイド 2024 第8版)

御浜町役場 健康福祉課 子ども家庭室 ☎ 05979-3-0508
Fax 05979-2-3502

ホームページ <http://www.town.mihama.mie.jp/>